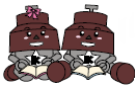


令和9年度(令和9年4月1日から令和10年3月31日までの期間)の放課後児童クラブの利用を希望されるかたは、この書類を一通り読むうえ必ず手続きを行ってください。



川口市マスコット
「きゅぼらん」

令和9年度 川口市放課後児童クラブ利用申請のてびき

申請

書類審査

通知発送

1 利用手続きの受付期間及び場所

利用開始		申請方法		受付期間				結果通知 発送予定	
4 （当初申請から）	一次申請	郵送のみ	令和8年10月1日(木) ～ 令和8年11月30日(月) 必着				令和9年 2月中旬まで		
	二次申請		令和8年12月1日(火)～令和9年1月15日(金) 必着 ※一次申請の時点で申請者が多数の場合は、ご利用をお待ちいただく場合があります。 ※クラブの入室状況につきましては、一次申請の結果が送付されるまではお答えできませんので、 あらかじめご了承ください。				令和9年 3月上旬まで		
5 （随時以降申請）	郵送		令和9年1月18日(月)以降 利用開始希望月の前々月末まで				下記参照		
	学務課 窓口		月曜日～金曜日 （祝日を除く） 9:00～16:30		利用開始希望月の前々月末まで ※月末が土・日・祝日の場合は、受付日が前倒しとなります。 ※窓口受付についても、郵送と同様に受理のみの対応となります。 （クラブ室の説明等はありません。また、窓口は混み合います。）				
	希望月	申請	結果	希望月	申請	結果	希望月	申請	結果
	R9.5月	3月31日	4月下旬	9月	7月30日	8月下旬	R10.1月	11月30日	12月下旬
	6月	4月30日	5月下旬	10月	8月31日	9月下旬	2月	12月28日	1月下旬
	7月	5月31日	6月下旬	11月	9月30日	10月下旬	3月	1月31日	2月下旬
	8月	6月30日	7月下旬	12月	10月29日	11月下旬	4月	R9年10月頃にお知らせ予定	
・郵送での申請をお願いします。（宛名はP10をご利用ください） ・郵送は受付期間内に学務課必着でお願いします。（郵送料金は自己負担となります。） ・普通郵便は配達状況が確認できません。配達状況の確認が必要な場合は、特定記録郵便をご検討ください。									

※4月からの利用を希望されるかたは、**当初申請期間内に手続き(申請)が必要です。**
5月以降の利用を希望されるかたも当初申請の期間に手続き(申請)ができます。

- 放課後児童クラブ・各行政センター・各支所等では、受付することができません。
- 利用決定については、申請方法による優遇はありません。
- 低学年および特別支援学級のお子さんから、優先的に利用決定します。**
- 利用希望が多く、受け入れが困難となるクラブについては、ご利用をお待ちいただく場合があります。

◎申請書類や受付期間などに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

〔問合せ〕 コールセンター TEL 048-252-0258 (平日8:30～17:00)
〔送付先〕 〒332-8601 川口市青木2丁目1番1号
川口市教育局 学務課 放課後児童クラブ係

1	利用手続きの受付期間及び場所		表紙
2	令和9年度当初申請（一次申請・二次申請） ・随時申請の取り扱いについて		P1
3	対象児童		P1
4	利用期間		P1
5	放課後児童クラブの利用を必要とする理由		P1
6	開室日時・閉室日		P2
7	延長利用		P2
8	開設場所		P2
9	放課後児童クラブの活動内容＜標準事例＞		P2
10	利用料		P3
11	疾病等に伴う利用の制限		P3
12	災害発生時の対応		P3
13	ケガをしたときの対応		P4
14	ご利用にあたっての注意事項【重要】		P4
15	申請から利用開始までの流れ		P5
16	申請に必要な書類・注意事項		P6
17	利用申請書を提出後の変更手続き （結果通知送付前）		P8
18	お申込みに関するQ&A		P8
19	受付場所のご案内		P8
20	放課後児童クラブと運営委託事業者の一覧		P9
21	申請前の確認シート（郵送先宛名）		P10

[添付書類]

利用申請書1枚

就労証明書2枚

申請書受理通知

2 令和9年度当初申請(一次申請・二次申請)・随時申請の取り扱いについて

- 提出期限を過ぎた書類は次回の審査対象となりますので、×切日にご注意ください。
- 一次申請の期限(令和8年11月30日(月))を過ぎた申請につきましては、二次申請扱いとなります。また、令和9年1月15日(金)を過ぎて学務課に到着した申請は、5月以降の随時申請扱いとなります。
- 【重要】学務課が指定する期限内に申請いただいても、書類や申請内容に不備がある場合は、審査ができず、結果通知の送付ができません。不備の修正が期限を過ぎた場合は不備解消時点での直近の申請月での申請となります。**余裕をもってご申請ください。**

※利用希望が多く、受け入れが困難となるクラブについては、ご利用をお待ちいただく場合があります。なお、審査中は入室状況についてのお問い合わせはお答えできません。あらかじめご了承ください。

3 対象児童

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない市内在住の児童が対象です。**
- 原則、お住まいの学区の小学校にある放課後児童クラブの利用となります。

4 利用期間

- 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで(日曜日・祝日・年末年始を除く)。
上記期間のうち、利用を必要とする理由に該当する期間で、利用できます。
注)令和10年度も利用を希望される場合は、令和10年度の利用申請が必要となります(自動更新ではありません)。

5 放課後児童クラブの利用を必要とする理由

利用理由		利用期間
就労	居宅外又は居宅内で就労している	就労している期間 ※原則、求職期間中は利用できません。
就学	就学している	就学している期間のうち、利用を必要とする期間
出産	出産予定である	出産予定月と前後2か月ずつのうち必要とする月数 ※上記期間以外の産休・育休期間中は利用できません。
疾病	疾病又は負傷している状態である	左記理由により、利用を必要とする期間
障害	心身に障害を有している	
介護 看護	同居及び別居の親族を 常時介護・看護している	

- 利用理由が就労、就学で保護者がお子さんの下校時間までに帰宅(在宅)できる場合、放課後児童クラブの利用はできません。
ただし、土曜日のみや夏休み等の学校休業日は利用できます。
- 利用を必要とする理由の証明書は、保護者分を必ず提出してください。
- 求職を理由とする場合は、放課後児童クラブの利用はできません。申請はできますが、×切日までに必要書類(P6の16-2に記載の就労または就学における書類)が提出されない場合は、審査ができず結果通知の送付ができません。

6 開室日時・閉室日

利用日	通常利用時間	延長利用時間
平 日	放課後～18:30	18:30～19:00
土 曜(学校休業日を含む)	8:00～18:30	
学校休業日の平日		
日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)はお休みです。		

- 学校休業日とは、夏休みなどの長期休みのほか、学校行事の振替休日を含みます。
- 保護者が在宅できる日(時間)は、利用できません(在宅勤務を除く)。
- 土曜日や学校休業日、長期休み前後など、給食がない日は、お弁当と水筒をご持参ください。
- 感染症(新型コロナウイルスやインフルエンザ等)の拡大防止対策として必要に応じ休室となる場合があります。

7 延長利用

- 延長利用を希望されるかたは、入室決定後に別途申請(延長利用申請書)が必要です。
- 延長利用は、保護者が17時までに帰宅(在宅)できる場合は利用できません。

8 開設場所

- 小学校内の専用教室等または敷地内施設です。
- ※「20 放課後児童クラブと運営委託事業者の一覧」をご覧ください。

9 放課後児童クラブの活動内容＜標準事例＞

平日		学校休業日および土曜日	
時間	活動内容	時間	活動内容
14:00～15:00	登室 本読み、宿題	8:00	開室
15:30	おやつ・静養	9:00	宿題
16:00	外遊び	9:30	外遊び
17:00	室内遊び (自由時間)	10:30	おやつ・静養
18:30	降室	11:00	室内遊び・自由時間
		12:00	昼食
		13:00	静養時間 (昼寝、読書、宿題、ビデオ鑑賞等)
		15:00	おやつ・静養
		15:30	外遊び
		16:30	室内遊び・自由時間
		18:30	降室

※上記スケジュールは、放課後児童クラブの活動の例であり、季節や学校授業の状況によって内容を変更する場合があります。

※おやつは、お子さんへの補食として提供しております。
食物アレルギー等により食べられない物がある場合は、必ず利用申請書に記入してください。

10 利用料

通常利用料 月額9,000円 延長利用料 月額2,000円

利用料についての
ホームページ



- 利用料は児童1人あたりの料金です。
 - 利用料は1か月の利用日数にかかわらず定額です。(日額や日割はありません)
 - 利用の申請をされた月は、利用の有無にかかわらず利用料がかかります。
 - 利用料のお支払いは、原則、口座振替にて毎月月末に徴収いたします。
(入室決定後、指定の金融機関で登録手続きが必要です。)
 - 口座の登録は児童1人ごとに必要となります。(世帯で1つではありません)
 - 登録口座は、更新の必要はなく、毎年度引き継がれます。(利用申請につきましては、毎年申請が必要です。)
なお、登録口座を変更する場合は、新しい口座振替登録用紙を学務課にてお渡しいたします。
※この口座振替手続きは放課後児童クラブ専用のため、保育所保育料、給食費などとは別に手続きが必要です。
 - 利用料免除対象のかた
・生活保護受給世帯に該当
・住民税非課税世帯に該当
- ※詳しくは、P 7 の 16-4 該当するかたをご確認ください。

11 疾病等に伴う利用の制限

- お子さんの体調が悪い日は利用できません。
登室後に体調が悪くなった場合は、緊急連絡先へお電話いたしますので、早めのお迎えをお願いします。
- 出席停止となるような感染症に感染した場合、体調が回復していても潜伏が疑われる期間中は利用できません。
- お子さんのクラスが学級閉鎖等になった場合は、閉鎖の目的が感染を防ぐなど、健康管理上の措置であることから学級閉鎖等が解除されるまでは利用できません。
- 感染症拡大防止対策として、その状況に応じ、利用の制限を行う場合があります。

12 災害発生時の対応

- 台風や大雪などの災害により学校が臨時休業となった場合においても、原則、放課後児童クラブは開室いたします。
なお、災害の規模によっては、登室自粛のお願いや閉室とする場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- 災害発生時、必要に応じて学校などに避難いたします。避難所に避難した後についても、クラブ室支援員が預かりを継続し、保護者到着後に引き渡しをいたします。お迎えが19時を過ぎる場合も、原則、預かりを継続いたします。
- 災害発生時の開室時間やクラブの対応については、放課後児童クラブ利用時に登録していただく「メールアイオー」にてご連絡をいたしますので、必ずご登録をお願いいたします。
- 近隣で重大な犯罪が発生した場合、必要に応じて災害発生時と同様の対応を行う場合があります。

13 ケガをしたときの対応

- 放課後児童クラブの活動時間中にケガをした場合、支援員が応急処置をいたします。ただし、症状によっては、早めのお迎えをお願いする場合があります。
- 放課後児童クラブの利用時間中および、自宅からの往復途中において発生した偶発的な事故によりケガをしたときは、見舞金をお出しすることがありますので、放課後児童クラブの支援員へお伝えください。

注)学校管理下(授業中等)において、不慮の事故で負傷した場合に適用される

(独)日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」は、放課後児童クラブの活動時間中については適用外となります。

14 ご利用にあたっての注意事項【重要】

- お子さんを車で送迎することは、学校利用者の安全確保の観点より、**すべての放課後児童クラブで禁止**しています。
- 登降室時は原則、保護者によって送迎ください。また、お迎えは、必ず利用時間(開室時間)内に来てください。利用時間は、保護者が帰宅できる時間までとなります。
- お子さんの送迎は、原則として保護者もしくは代理のかた(18歳以上)が行ってください。ただし、事前の届出及び保護者の同意により中学生以上のかたの送迎を令和8年度から可能としています。
- 一人帰りについて、事前の届出及び保護者の同意により、一定の条件の下、お子さまだけの降室を認めております。
- 放課後等デイサービスを利用する場合を除き、降室したあと、放課後児童クラブへ再登室はできません。
- ご利用中に故意による施設の損壊があった場合は、現状復旧するための費用を弁償していただく場合があります。
- 利用申請書を提出した後、届出内容に変更が生じた場合は、速やかに必要書類をご提出ください。詳しくは、「17利用申請書を提出後の変更手続き(結果通知送付前)」をご覧ください。
- 放課後児童クラブは集団預かりとなります。すべてのお子さんを安全にお預かりするため、放課後児童クラブでは、一定のルールや支援員の指示を守っていただきます。
- 放課後児童クラブにおける「おやつ」は、夕方まで過ごすお子さんへの補食として、提供しています。

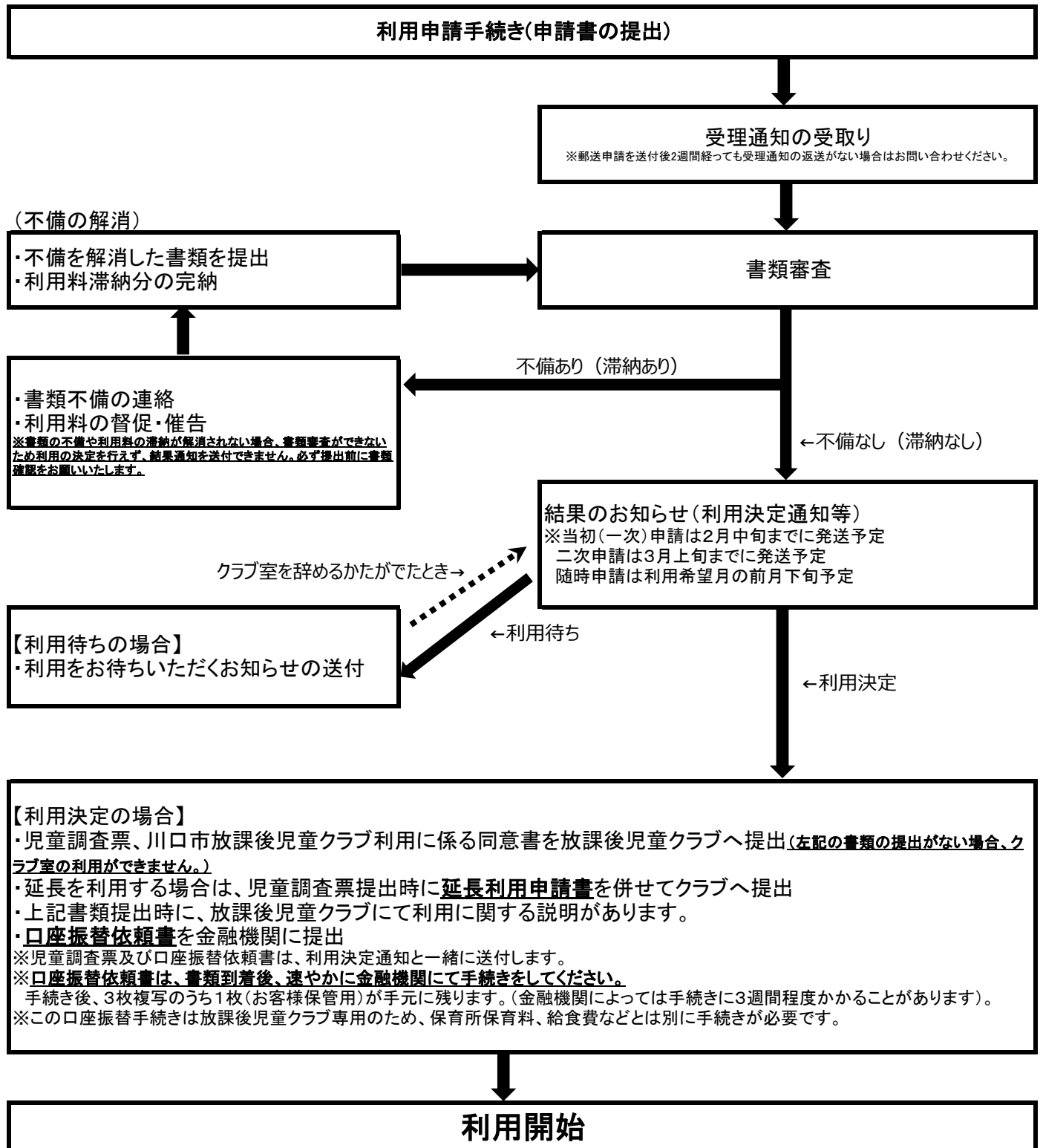


次の項目に該当する場合は、利用をお断りする場合があります。

- (a) (一人帰り届なく)開室時間内にお迎えに来ていただけないことが続く場合
- (b) 開室時間前にお子さんを放課後児童クラブや校門に置いていくことがあった場合
- (c) 学校休業日・土曜日にお子さんだけで登室させることがあった場合
- (d) 放課後児童クラブの運営を妨げる行為を繰り返す場合
- (e) 他のお子さんや支援員に危害を加えることが度重なる場合
- (f) 施設を破壊する行為を繰り返す場合
- (g) 利用月にもかかわらず、2か月を超えて利用がない場合
- (h) 利用料の支払いが遅れた場合
- (i) 車送迎について、市もしくは運営事業者からの再三の注意に従わない場合

15 申請から利用開始までの流れ

- 申請後に、申請内容に応じて電話でのお問い合わせや面談等を実施させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。
- 書類に不備がある場合は、不備通知を送付します。不備を解消した書類は、通知記載の〆切日までに提出ください。
- 過去に利用料の滞納がある場合は、「完納」されてからの審査となります(同じ世帯のほかのお子さんの利用料に滞納がある場合も同様)。滞納が解消されない場合、書類審査ができないため、結果通知を送付できません。4月からの利用を希望するかたは、至急滞納分をお支払いください。



16 申請に必要な書類・注意事項

1 令和9年度川口市放課後児童クラブ 利用申請書

※お子さん1名につき1枚※①～②1まですべて記載ください。(⑬⑯⑰⑲⑳㉑は該当者のみ)

※記入漏れがある場合は、書類不備となり、審査保留となります。

- 消えないものでご記入ください。(鉛筆・シャープペンシル・消えるボールペンは不可)。
- 利用は1か月単位での申請となります。利用を希望する月を申請書にご記入ください。
- 書類不備や申請内容に虚偽が判明した場合は、審査を行うことができないため利用できません。

2 利用を必要とする理由を証明する書類(各証明書類は、3か月以内に発行されたもの)

- 父母及び、申請保護者全員の証明書を必ず添付してください。

☐ 就労  ※市HPにExcel形式を掲載しています		就労証明書、証明書類(コピー可) (住所、屋号、代表者名が記載)
	会社に雇用されているかた (就労証明書のみ)	・就労証明書 (勤務先ご担当者様に記入を依頼してください。)
	法人代表のかた (就労証明書+証明書類1つ)	①就労証明書(ご自身で記入下さい。) ②証明書類、下記のいずれか一つ ・商業登記簿謄本 ・印鑑証明書 ・請求書の契約名義人欄が会社等になって いる公共料金の領収書 等
	個人事業主のかた (就労証明書+証明書類1つ)	①就労証明書(ご自身で記入下さい。) ②証明書類、下記のいずれか一つ ・確定申告書(第一表) ・個人事業の開業等届出書 ・営業許可証 等 ※発行からの有効期限については左のHPに 詳細を掲載しております。必ずご確認ください。
※令和9年度保育所等利用申込に提出する「就労証明書」のコピーも可能ですが、極力、放課後児童クラブ所定の「就労証明書」をご利用ください。放課後児童クラブの申込で必要となる情報が不足する 場合が多く、改めて放課後児童クラブ所定の用紙に記入していただく場合があります。あらかじめ ご了承ください。 ※就労証明書の内容について、就労先等に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪が成 立し得ます。		
☐ 就学	<u>必ず下記2つの書類を一緒に提出してください。</u> ① 学生証の写し(有効期間の記載があるもの)、在学証明書、合格通知書のいずれか ② カリキュラム表等(通学期間、回数、授業の終了時間、通学に要する時間の記載あるもの)	
☐ 出産	母子健康手帳のコピー(表紙及び出産日(予定日)の記載ページのコピー)	
☐ 疾病	医師の診断書(コピー可) ※診断書に、「病名」・「症状」・「治療(入院)期間」に加え、 「<u>疾病により児童の面倒を見ることが困難である</u>」旨が必ず記載されたもの。	
☐ 障害	次のいずれかの写しを添付。 ①療育手帳(A～C)、②身体障害者手帳の級、③精神障害者手帳1級～3級がわかるページ	
☐ 介護 看護	介護・看護申出書(※2)に、介護・看護対象者の下記いずれかの書類を添付 ①障害者手帳のコピー(療育手帳(A～C)又は身体障害者手帳、精神障害者手帳1級～3級)、 ②介護保険被保険者証のコピー、③医師の診断書(コピー可)	

- 上記以外の理由で、利用を必要とする場合は、学務課までお問い合わせください。

3 令和9年度 川口市放課後児童クラブ利用申請書受理通知

※お子さん1名につき1枚

申請の際に一緒にご提出ください。書類の受理をお知らせする書類です。

・郵送申請のかた: 申請書が届きましたら、学務課にて受理印を押印し返送いたします。

・窓口申請のかた: 申請書受理の際に受理印を押印し返却いたします。(窓口にて当初申請をした方のみ、後日郵送にて返送いたします。)

4 該当するかた（3か月以内に発行されたもの）

世帯及び同居者全員が住民税非課税である場合 ※非課税であるか不明な場合は市民税課へお問い合わせください。 Tel.048-259-7634～7636(直通) 	世帯及び同居しているかた全員の住民税非課税証明書(扶養に入っているかたの分は不要) ※単身赴任中や別居中の配偶者も世帯に含みます。 ※令和9年7月以降については令和9年度の住民税非課税証明書をご提出ください。 <table border="1" data-bbox="403 320 1460 488"> <thead> <tr> <th>免除対象月</th> <th>証明書の年度</th> <th>提出月(目安)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和9年4月～令和9年6月分</td> <td>令和8年度非課税証明書</td> <td>今回申請時 ※既に提出している方は不要</td> </tr> <tr> <td>令和9年7月～令和10年6月分</td> <td>令和9年度非課税証明書</td> <td>令和9年6月中</td> </tr> </tbody> </table>	免除対象月	証明書の年度	提出月(目安)	令和9年4月～令和9年6月分	令和8年度非課税証明書	今回申請時 ※既に提出している方は不要	令和9年7月～令和10年6月分	令和9年度非課税証明書	令和9年6月中
免除対象月	証明書の年度	提出月(目安)								
令和9年4月～令和9年6月分	令和8年度非課税証明書	今回申請時 ※既に提出している方は不要								
令和9年7月～令和10年6月分	令和9年度非課税証明書	令和9年6月中								
生活保護受給中 の場合	生活保護受給証明書 ※「放課後児童クラブ利用申請のため」と印字されたもの ※世帯員全員の記載があり、生活福祉課担当者が発行のもの									
離婚・未婚・死亡により配偶者不在 の場合	次のいずれか1つ ・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)のコピー(配偶者の不在がわかるもの) ・児童扶養手当証書のコピー(※) ・ひとり親家庭等医療費受給者証のコピー(※) ・離婚届受理証明書(離婚日から3か月以内の場合に限る) ※有効期間内のものをご提出ください。 ※結果通知や不交付通知などでもお受けできるものがあります。詳細はお問い合わせください。									
離婚・未婚・死亡以外の理由により 配偶者不在の場合	次のいずれか1つ ・ひとり親家庭等医療費受給者証のコピー ・離婚調停中であることがわかる書類(発効から3か月以内の呼出状、訴状、証明書等) ※配偶者不在のため、離婚調停中や係争中などの書類を以前にご提出いただいている場合も、現在の状況を確認するため、最新の書類をご提出ください。									
引越しのため申請時と利用開始時で 住所が異なるかた	1. 利用申請書 ・②「住所」に引越し前と後の住所を記載してください。 ・⑩「利用理由」に引越し時期を記載してください。 2. <u>契約書の写し(売買または賃貸借契約書(引越し先住所、契約者、印のあるもの))</u> <u>を添付してください。(市外から市内への引越しのみ)</u> ※川口市へ引越しすることがわかる書類を添付してください。なお、当初申請時に引越し先が決まらず、契約書が提出できない場合は、契約書なしで申請し、契約され次第、その写しを提出してください。 また、書類が遅れることを利用申請書⑩利用理由に記入してください。 ただし、契約書の提出が令和9年1月15日(金)を過ぎると4月入室の申請ができず、5月以降の随時入室扱いとなりますので、ご注意ください。									
育児休暇から復帰されるかた ※慣らし保育期間はありません。 ※利用は復帰日からとなります。 ※原則、利用月は就労証明書の復帰日(月)以降となります。	<table border="1" data-bbox="403 1361 1460 1933"> <tr> <td data-bbox="403 1361 834 1440"> 就労証明書の記載通り復帰する </td> <td data-bbox="834 1361 1460 1440"> はい → 復帰月と利用申請書⑭利用開始月が一致しているか確認し、申請してください。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="403 1440 547 1933" rowspan="2"> 育児休暇の復帰日を早める予定である </td> </tr> <tr> </tr> </table> <当初復帰予定が令和9年度中であり、令和9年度中で復帰を早める予定のかた> ・利用申請書⑭利用開始月を、就労証明書記載の復帰月と一致させてください。 ↓ (審査・入室決定の場合) ・入室決定通知が到着後、新たな復帰日が記載された就労証明書と利用月変更および取り下げ申請書を利用したい月の前月20日までに提出し、利用月の変更を行ってください。 <当初復帰予定が令和10年度以降だが、復帰を令和9年度に早めるかた> ・利用申請書⑭利用開始月には、令和9年度の入室希望月(早める予定の復帰日が属する月)をチェックしてください。 ・利用申請書⑯利用理由に、復帰月と入室希望月が異なる理由を記入してください。 ↓ (審査・仮決定) ・利用開始月の前月20日までに、新しい復帰日が記載された就労証明書を提出してください。提出がない場合は、利用できませんのでご注意ください。	就労証明書の記載通り復帰する	はい → 復帰月と利用申請書⑭利用開始月が一致しているか確認し、申請してください。	育児休暇の復帰日を早める予定である						
就労証明書の記載通り復帰する	はい → 復帰月と利用申請書⑭利用開始月が一致しているか確認し、申請してください。									
育児休暇の復帰日を早める予定である										

- ※1 申請書類から審査に必要な項目が確認できない時は、追加で書類を提出いただく場合があります。
- ※2 利用申請書と一緒に提出する書類のうち、「介護・看護申出書」は、学務課または放課後児童クラブにて配付のほか、学務課ホームページからダウンロードできます。
- ※3 お申込み内容に変更があった場合は、速やかに必要書類を提出してください。
詳しくは、「17 利用申請書を提出後の変更手続き(結果通知送付前)」をご覧ください。

17 利用申請書を提出後の変更手続き(結果通知送付前)

申請後、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに次の書類を学務課に提出(郵送(自己負担))してください。
 なお、各用紙はご利用予定の放課後児童クラブもしくは学務課にて受け取ってください。
 申請内容変更届については学務課ホームページからダウンロードすることも可能です。
 ※この内容の適用は令和10年3月31日までです。

変更内容	必要書類
入学(通学)する小学校を変更する	・申請内容変更届(学校変更を小学校に伝えた後に提出してください。)
就労証明書の内容が変わる (就労先、就労時間、就労日等)	・申請内容変更届 ・就労証明書(放課後児童クラブ所定の書式) ※変更後の就労が始まる前までに提出してください。
放課後児童クラブの利用を 必要とする理由に変更があった	・申請内容変更届 ・利用を必要とする理由の証明書類 ※「16申請に必要な書類・注意事項」をご覧ください。
同居の家族構成に変更があった (婚姻・離婚・同居・別居・出産・死亡)	・申請内容変更届ほか ※内容により提出書類が異なります。学務課へお問い合わせください。
利用する月を追加または削除したい(変更)	・令和9年度放課後児童クラブ通常利用月変更および取り下げ申請書 ※利用を変更する月の、前月20日までに提出 (20日が土・日・祝日にあたる場合は前倒しとなります。ただし、土曜日に 開室している場合は、受付いたしますので事前にクラブにご確認ください。)
そのほか申請書の記載項目に変更があった場合	申請内容変更届 ※該当する内容を記入してください。

18 お申込みに関するQ&A

Q1	兄弟2名分の利用申請をします。申請書に添付する証明書類も2部の提出が必要ですか。
A1	証明書類の提出は1部で結構です。(利用申請書と申請書受理通知はお子さん1名につき1枚必要です)
Q2	現在、就労(就学)をしていませんが、令和9年4月から就労(就学)を予定しています。申込みはできますか。
A2	お申込みできますが、申込後、不備通知を送付いたしますので、期日までに不備解消書類をご提出ください。 不備解消後、審査となります。また、4月から利用希望のかたが、令和9年1月15日(金)(学務課必着) までに就労証明書等の提出がない場合は、審査ができないため5月以降の随時申請扱いとなります。
Q3	令和9年度保育所等利用申込みを同時にしています。就労証明書は、保育所の利用申込みで提出する 保育幼稚園課所定の「就労証明書」のコピーを代用することはできますか。
A3	代用できますが、極力、学務課所定の「就労証明書」をご提出ください。代用の場合、勤務時間帯や 土曜日就労など、必要となる情報が不足し、改めて学務課所定の書式で作成し直していただく場合があります。 あらかじめご了承ください。また、市役所内部で書類の共有は行っていないため各自でコピーを用意してください。
Q4	夜間勤務での就労形態の場合、放課後児童クラブの利用はできますか。
A4	夜間勤務のかたも利用できます。 帰宅から当日の夜間勤務に行くまでの時間(帰宅から概ね11時間まで)は利用可能時間となります。

19 受付場所のご案内

川口市役所
第二本庁舎5階北側

JR川口駅から
 <バス>川口駅東口
 (川05) 蕨駅東口行き
 (川07) サンテピア行き
 「市役所前」下車、徒歩2分
 <徒歩>川口駅東口より17分

埼玉高速鉄道線川口元郷駅から
 <徒歩>23分



駐車場は第一、第二本庁舎1階もしくは立体駐車場をご利用ください。

※土日祝日、年末年始および平日17時以降に市役所駐車場の利用はできません。庁舎付近の路上駐車はご遠慮ください。

20 放課後児童クラブと運営委託事業者の一覧（令和8年度版）

クラブ名	クラブ電話番号	運営委託事業者	事業者電話番号
幸町小放課後児童クラブ	048-259-7111	社会福祉協議会	048-240-0170
仲町小放課後児童クラブ	048-259-7112	社会福祉協議会	048-240-0170
上青木小放課後児童クラブ	048-265-5283	社会福祉協議会	048-240-0170
元郷小放課後児童クラブ	048-222-0520	社会福祉協議会	048-240-0170
神根小放課後児童クラブ	048-281-3292	(株) WITH	048-257-5660
青木北小放課後児童クラブ	048-259-7113	社会福祉協議会	048-240-0170
領家小放課後児童クラブ	048-222-4432	(株) コマーム	048-251-0783
十二月田小放課後児童クラブ	048-222-4337	社会福祉協議会	048-240-0170
原町小放課後児童クラブ	048-259-7114	社会福祉協議会	048-240-0170
前川小放課後児童クラブ	048-265-8445	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)	048-297-7880
青木中央小放課後児童クラブ	048-259-7115	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)	048-297-7880
元郷南小放課後児童クラブ	048-222-9960	(株) コマーム	048-251-0783
芝西小放課後児童クラブ	048-262-2777	社会福祉協議会	048-240-0170
芝南小放課後児童クラブ	048-262-6350	NPO法人 三楽	048-778-7783
神根東小放課後児童クラブ	048-298-0116	NPO法人 三楽	048-778-7783
朝日東小放課後児童クラブ	048-223-0166	NPO法人 三楽	048-778-7783
前川東小放課後児童クラブ	048-268-4183	(株) コマーム	048-251-0783
柳崎小放課後児童クラブ	048-265-6093	(株) コマーム	048-251-0783
芝樋ノ爪小放課後児童クラブ	048-266-6620	NPO法人 三楽	048-778-7783
根岸小放課後児童クラブ	048-281-1405	NPO法人 Area Produce System	048-485-1511
本町小放課後児童クラブ	048-222-2301	社会福祉協議会	048-240-0170
新郷小放課後児童クラブ	048-281-2002	NPO法人 子ども支援ホーム	048-253-5949
芝富士小放課後児童クラブ	048-262-6360	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)	048-297-7880
芝中央小放課後児童クラブ	048-266-5614	社会福祉協議会	048-240-0170
差間小放課後児童クラブ	048-296-8563	社会福祉協議会	048-240-0170
戸塚小放課後児童クラブ	048-298-0327	(株) コマーム	048-251-0783
上青木南小放課後児童クラブ	048-251-1525	社会福祉協議会	048-240-0170
東領家小放課後児童クラブ	048-222-9970	(株) コマーム	048-251-0783
在家小放課後児童クラブ	048-295-7008	社会福祉協議会	048-240-0170
戸塚東小放課後児童クラブ	048-298-0183	社会福祉協議会	048-240-0170
安行東小放課後児童クラブ	048-298-0152	社会福祉協議会	048-240-0170
安行小放課後児童クラブ	048-294-9095	(株) コマーム	048-251-0783
慈林小放課後児童クラブ	048-281-3304	NPO法人 子ども支援ホーム	048-253-5949
並木小放課後児童クラブ	048-252-5682	NPO法人 子ども支援ホーム	048-253-5949
舟戸小放課後児童クラブ	048-222-7911	NPO法人 子ども支援ホーム	048-253-5949
飯塚小放課後児童クラブ	048-251-4102	社会福祉協議会	048-240-0170
新郷東小放課後児童クラブ	048-297-9020	NPO法人 子ども支援ホーム	048-253-5949
戸塚北小放課後児童クラブ	048-294-9373	社会福祉協議会	048-240-0170
木曾呂小放課後児童クラブ	048-298-0303	社会福祉協議会	048-240-0170
戸塚綾瀬小放課後児童クラブ	048-294-7821	(株) コマーム	048-251-0783
芝小放課後児童クラブ	048-265-2650	NPO法人 子ども支援ホーム	048-253-5949
飯仲小放課後児童クラブ	048-254-5650	社会福祉協議会	048-240-0170
朝日西小放課後児童クラブ	048-225-5168	NPO法人 子ども支援ホーム	048-253-5949
新郷南小放課後児童クラブ	048-281-7716	社会福祉協議会	048-240-0170
東本郷小放課後児童クラブ	048-284-2260	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)	048-297-7880
戸塚南小放課後児童クラブ	048-295-8877	(株) コマーム	048-251-0783
桜町小放課後児童クラブ	048-283-1206	(株) コマーム	048-251-0783
鳩ヶ谷小放課後児童クラブ	048-285-5655	(株) コマーム	048-251-0783
中居小放課後児童クラブ	048-285-5949	(株) WITH	048-257-5660
辻小放課後児童クラブ	048-281-2511	(株) WITH	048-257-5660
里小放課後児童クラブ	048-285-8300	(株) コマーム	048-251-0783
南鳩ヶ谷小放課後児童クラブ	048-283-6333	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)	048-297-7880

※運営委託事業者は変更となる可能性があります。

21 申請前の確認シート

確認事項		チェック	
利用申請書および受理通知（利用児童ごとに作成）	利用申請書は消えないもので記入していますか。 （鉛筆・シャープペンシル・消えるボールペンは不可）	☐ はい	☐ いいえ
	利用申請書の「①～②①（⑬⑯⑱⑳㉑）については該当者のみ」まで すべて記入していますか。	☐ はい	☐ いいえ
	転入予定の方は現住所と転居後住所の双方を記入していますか。 （該当者のみ）	☐ はい	☐ いいえ
	⑭利用月の確認をお願いします。 （ ☒ をつけた月は利用料がかかります）	☐ はい	☐ いいえ
	⑮週の利用日数等欄は、保護者（父母・申請保護者）が 就労等で子どもの面倒を見られない週の日数となっていますか。	☐ はい	☐ いいえ
	⑰利用料の判定欄は、いずれかに ☒ をつけていますか。	☐ はい	☐ いいえ
	③保護者署名欄に署名していますか。	☐ はい	☐ いいえ
	申請書受理通知は用意していますか。	☐ はい	☐ いいえ
添付書類（各1部）	証明書類の添付漏れはありませんか。 （父母および申請保護者の全員が対象者です）	☐ はい	☐ いいえ
	添付の証明書類は <u>発行日から3か月以内</u> のものですか。	☐ はい	☐ いいえ
	就労証明書の記入漏れはありませんか。（該当者のみ）	☐ はい	☐ いいえ
	自営のかたおよび法人代表のかたは、 別途書類（P6参照）を用意していますか。（該当者のみ）	☐ はい	☐ いいえ
	生活保護受給証明書（「放課後児童クラブ利用申請のため」と 印字されたもの）は生活福祉課窓口で発行されたものですか。 （該当者のみ）	☐ はい	☐ いいえ
	市県民税（住民税）の証明書は、非課税になっていますか。 （該当者のみ）	☐ はい	☐ いいえ
	配偶者不在がわかる証明を添付されていますか。（該当者のみ）	☐ はい	☐ いいえ
その他	申請×切期限は確認していますか。	☐ はい	☐ いいえ
	封筒に切手は貼付していますか。（郵送の場合のみ） ※料金不足は、受付できません。	☐ はい	☐ いいえ

郵送先

〒332-8601
川口市青木2丁目1番1号
川口市教育局 学務課 放課後児童クラブ係 あて

令和9年度 放課後児童クラブ利用申請書在中

※ ☐ で切り取り、封筒のおもてに貼ってご使用ください。
 ※受付期間内に学務課必着のため余裕を持って、申請してください。
 ※送料は申請者負担です。必ず切手を貼付してください。
 ※切手の貼付がない場合や料金不足は、受付できません。
 ※普通郵便は配達状況および配達日が確認できません。
 配達状況の確認が必要な場合は、特定記録郵便（自己負担）等をご検討ください。